

No.	該当箇所	御意見等	考え方
2	<p>【資料3】 P ii 前文 (2)</p>	<p>連結財務諸表を作成する場合には、個別財務諸表における関係会社株式の評価は、出資先持分額の変動に応じて評価する方法によらず、これまでどおり取得原価とする方法を認めるものとしていただきたい。</p>	<p>個別財務諸表における関係会社株式の評価については、これをより適切に行う観点から、国際公会計基準（IPSAS）も参考に、出資先持分額の変動に応じて評価する方法に見直し、取得原価を下回る部分のみならず、取得原価を上回る部分についても貸借対照表に適切に反映することとしました。</p> <p>また、各関係会社の概要や財務状況等の情報は、これまでは連結財務諸表の附属明細書において開示することとしていたため、連結財務諸表を作成しない法人においては開示がなされていませんでしたが、関係会社に係る情報ニーズの高まり等に鑑み、当該情報については連結財務諸表の作成の有無にかかわらず、現行制度において独立行政法人の評価に使用されている個別財務諸表の附属明細書において明らかにすることとしました。</p> <p>財務諸表作成に係る事務のうち、関係会社株式の評価については、取得原価をもって貸借対照表価額とするとされていたものの、出資先持分額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とするとされており、改訂前においても取得原価と出資先持分額との比較は必要であったことから、評価方法の変更は実務に重要な影響を与えるものではないと考えられます。</p> <p>独立行政法人の会計については独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条において、「原則として企業会計原則によるもの」とされています。我が国の企業会計が国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを進めているため、独立行政法人会計基準の改訂に当たっては、IFRSをベースに公的部門向けに調整されたIPSASを参考としています。</p> <p>なお、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成29年9月1日 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会 財政制度等審議会 財政制度分科会法制・公会計部会）の設定に当たっても、IPSASを参考としています。</p>

No.	該当箇所	御意見等	考え方
3	【資料4】 P73 第120 第3項	「次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当するものとする」とあるが、「財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り」ということの具体的な範囲についてご教示頂きたい。	<p>「特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないこと」については、会計監査人等に御相談の上、法人において適切に御判断ください。</p> <p>なお、判断に当たっては、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（最終改正平成23年3月25日企業会計基準委員会）の24項「他の企業に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合」が参考となり、特に同項に規定される以下の4要件（いわゆるVC条項）をすべて満たすことに留意する必要があるものと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること ②当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと ③当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと ④当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと

No.	該当箇所	御意見等	考え方
4	<p>【資料4】 P66 第105 (2)ア</p>	<p>【仮に上記質問に対する回答が、「傘下に入れる目的で無くとも子会社、関連会社として扱うこと」とされた場合の意見】 「関連会社の財務状況（資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期未処分利益又は当期未処理損失の額）を附属明細書において明らかにしなければならない」とされているが、「投資育成目的で株式を保有し結果として関連会社となっている場合」には、当該関連会社の財務状況の開示は免除頂きたい。</p>	<p>上記御質問に対する回答は上記のとおりですが、例えば、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく研究開発法人による出資は、「その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図る」（同法第34条の6第1項）ために、成果活用事業者等に対してなされることから、上記VC条項のうち④の「連携関係も見込まれない」という要件に合致する可能性は低いものと考えられます。</p> <p>独立行政法人による出資は、「個別法令に定めがある場合に限る」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定））とされており、実際に出資を行うに当たっては主務大臣の認可や財務大臣への協議が必要とされる場合もあるなど、民間企業とは異なり厳格な手続に基づきなされるものであること、及び、関係会社に係る情報ニーズの高まりに対応した説明責任の観点から、公的機関である独立行政法人においては、当該情報について民間企業よりも積極的に開示を行う必要があるものと考えられます。</p> <p>なお、同様の内容について、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」で定めることが考えられます。</p>

No.	該当箇所	御意見等	考え方
5	【資料5】 P 3 第27 第2項	<p>今回の改正案では、出資先持分額が取得原価よりも増加した場合、貸借対照表価額を増加させることとしており、現行の会計基準Q&Aから類推すると、附属明細書において各々の評価益を開示するよう求められることが想定されますが、当法人は関係会社株式の評価額を、当該会社の財務諸表を基礎とした上で長期資金収支見通し等の結果を踏まえて算定しております。</p> <p>公的機関である独立行政法人が保有する関係会社株式について、評価損ばかりでなく、評価益についてもその全体額を財務諸表に反映することについては意義があることと理解いたしますが、附属明細書における会社毎の評価益開示については、一括表示することを認めていただきたくご検討をお願いいたします。</p> <p>なお、関係会社株式評価損について会社毎に公表されることについては、保守主義の観点からもやむを得ないものと理解しております。</p>	<p>個別財務諸表における関係会社株式の評価については、これをより適切に行う観点から、国際公会計基準（IPSAS）も参考に、出資先持分額の変動に応じて評価する方法に見直し、取得原価を下回る部分のみならず、取得原価を上回る部分についても貸借対照表に適切に反映することとしました。</p> <p>また、各関係会社の概要や財務状況等の情報は、これまでは連結財務諸表の附属明細書において開示することとしていたため、連結財務諸表を作成しない法人においては開示がなされていませんでしたが、関係会社に係る情報ニーズの高まり等に鑑み、当該情報については連結財務諸表の作成の有無にかかわらず、個別財務諸表の附属明細書において明らかにすることとしました。</p> <p>独立行政法人による出資は、「個別法令に定めがある場合に限る」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定））とされており、実際に出資を行うに当たっては主務大臣の認可や財務大臣への協議が必要とされる場合もあるなど、民間企業とは異なり厳格な手続に基づきなされるものであること、及び、関係会社に係る情報ニーズの高まりに対応した説明責任の観点から、公的機関である独立行政法人においては、当該情報について民間企業よりも積極的に開示を行う必要があるものと考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、関係会社株式の評価差額については、評価差益も含め、貸借対照表等の財務諸表の本表に反映するとともに、「第79 附属明細書」(3)に規定される「有価証券の明細」において銘柄ごとに適切に開示を行う必要があると考えられます。</p> <p>なお、詳細な規定については、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」で定めることが考えられます。</p>

No.	該当箇所	御意見等	考え方
6	【資料5】 P 3 第27 第2項	関係会社の持分相当額が著しく下落した場合の取扱いについて現行の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&AのQ27-3に基づき、下落割合は考慮する必要がない、すなわち減損という形で簿価を落とす必要はないという認識でよろしいですか。	改訂案「第27 有価証券の評価基準及び評価方法」(3)のとおり、関係会社株式の評価は出資先持分額で行うこととなりますが、翌期首には取得原価に洗い替え、翌期末まで保有していれば、翌期末に再度(出資先持分額で)評価することとなります。
7	【資料5】 P 8 第58、 第61等	貸借対照表、行政コスト計算書等の様式において元号が消されていますが、これは西暦での記載に変更するという意味でしょうか。それとも、元号が変わっても改訂の必要が無いよう、特定の元号を表記しないようにしたということでしょうか。	財務諸表の様式については、「第58 貸借対照表の様式」等に規定されている標準的な様式に基づき、法人において適切に御判断ください。 なお、独立行政法人の事業年度については、独立行政法人通則法第36条において、国の会計年度と同様に規定されています。
8	【資料5】 P 9 注43 (2)ア、ウ	政府出資等の機会費用の控除項目に新たに「承継資産に係る費用相当累計額」及び「除売却差額相当累計額」が追加されていますが、当該項目が追加された趣旨をご教示ください。	合理的な機会費用の算定という注解の趣旨を踏まえ、規定を明確にしたものです。(『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A) Q62-16A3 参照)
9	【資料5】 P10 注50	キャッシュ・フロー計算書上の「受入」を「受入れ」に修正(送り仮名の「れ」を追加)されていますが、標準的な記載例として、「借入れ」などとの平仄を合わせるための修正との理解でよろしいですか。 当機構のキャッシュ・フロー計算書では、「受入」のほか、「預入」や「払戻」といった文言も表示しているため、これらの文言との整合性を図る観点からも、従来通り「受入」と表示したいと考えています。	「受入」を「受入れ」に修正したのは公用文における一般的な用例に合わせてためです。その他についても、同様の修正を行っています。 なお、当該記載は例示であり、法人間の財務諸表の比較可能性の観点等からは例示のとおり記載いただくことが望ましいところですが、財務諸表利用者に誤解を与えない範囲内において、法人の判断で勘定科目名を変更することを妨げるものではありません。
10	【資料5】 P12 注56 第2項(3)、	賞与引当金及び見積額及び退職給付に係る引当金及び見積額の「及び見積額」が削除されていますが、削除された意図をご教示ください。また、本件削除は「技術的修正」ということですので、計上内容の変更はないものと理解しており	平成30年9月3日の『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂により、財源措置の有無にかかわらず引当金を計上することとされたため、財源措置が運営費交付金によりなされることが中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合の見積額の注記はなさ

No.	該当箇所	御意見等	考え方
	(4)	ますが、当該理解で問題ないでしょうか。	れないこととなりましたので削除を行いました。平成 30 年 9 月 3 日改訂会計基準からの計上内容の変更はありません。

以 上